

オンライン・メール・郵送（持参含む）のいずれかから申込できます。（p.4 参照）

令和8年度

渋谷区職員（福祉・Ⅱ類）募集案内

令和8年6月15日
渋谷区

1 採用職種及び採用予定数・勤務場所

職種	採用区分	採用予定数	勤務場所
福祉 （保育士）	Ⅱ類（短大卒程度）	35人程度	区立保育園等 ※敷地内禁煙

2 受験資格

次の要件をすべて満たす人が受験できます。

- (1) 年齢等
国籍を問わず（※1）、昭和58年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人
- (2) 資格等（次のいずれかに該当する人）
 - ① 保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人
 - ② 令和9年3月31日までに保育士となる資格を取得する見込みの人及び保育士となる資格を有する人で都道府県知事の登録を受けていない人
（②に該当する人は、令和9年3月31日までに都道府県知事の登録を受ける必要があります。）
- (3) 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人（※2）
- (4) 現在渋谷区の常勤職員（教育公務員、臨時的任用職員及び任期付職員を除く。）でない人

※1 受験できる日本国籍を有しない人の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

※2 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は選考を受けることができません。

※3 採用内定者については、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）に基づき、本採用選考の最終合格後から採用内定前までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し特定登録取消者（児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等）に該当するかどうかを確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しない場合があります。

3 採用予定年月日

令和9年4月1日

4 選考日程・内容

(1) 第一次選考

実施日	令和8年8月23日(日)	
場所・集合時間	受験票交付時に通知します。	
選考方法	筆記試験	択一式(一般教養11問・専門知識14問) 25問 60分
	作文	課題式 800字程度 60分
合格発表	令和8年9月上旬(予定) 合否にかかわらず、受験者全員に通知します。	

・筆記試験 択一式(一般教養11問・専門知識14問)

令和8年度より一般教養と専門知識の出題割合を見直しました。

(一般教養5問⇒11問、専門知識20問⇒14問)

一般教養範囲 11問	専門知識範囲 14問	参考：令和3年度以前範囲
<p>* 文章理解</p> <ul style="list-style-type: none"> 短文を並び替え、1つの文章にする 空欄に当てはまる適切な文章を選ぶ 適切な文章の要旨を選ぶ <p>* 社会事象(最近のニュース)</p> <p>* 地方自治法</p> <p>* 地方公務員法</p> <p>※文章理解4問 ※社会事象・地方自治法・地方公務員法から7問</p>	<p>* 社会福祉法 1問</p> <p>* 保育原理 1問</p> <p>* 教育原理 1問</p> <p>* 栄養学 1問</p> <p>* 児童福祉法 1問</p> <p>* 児童心理学 1問</p> <p>* 生理学 1問</p> <p>* 精神保健 1問</p> <p>* 楽譜 1問</p> <p>* 絵画 1問</p> <p>* 障害児保育 1問</p> <p>* 保健衛生 1問</p> <p>* 対人関係 1問</p> <p>* 老人福祉 1問</p>	<p>【一般教養】</p> <p>法律 経済 政治 文学 日本史 世界史 地理 文章理解(抜) 文書理解(補) 文書理解(要) 文章理解(英語) 数的処理 判断推理 資料解釈 社会事象 地方自治法 地方公務員法</p> <p>【専門知識】</p> <p>社会福祉法 保育原理 教育原理 栄養学 児童福祉法 児童心理学 生理学 精神保健 楽譜 絵画 障害児保育 保健衛生 対人関係 老人福祉</p>

・作文：課題式 800字程度

過去の出題例

- * 公立保育園の保育現場における多様性への対応と保育士の役割について、あなたの考えを述べなさい。
- * 公立保育園における危機管理と保育士の役割について、あなたの考えを述べなさい。

(2) 第二次選考

第一次選考合格者を対象に実施します。

実 施 日	令和8年9月下旬（予定）
場所・集合時間	第一次選考結果と合わせて通知します。
選 考 方 法	面接

(3) 最終合格発表

令和8年10月中旬（予定）

※第一次・第二次選考の結果を総合的に判断し、最終合格者を決定します。

※合否にかかわらず、第二次選考受験者全員に通知します。

5 勤務条件等

(1) 身 分

渋谷区職員（地方公務員）

(2) 給 与

初 任 給	約255,600円（地域手当含む） ※令和8年4月1日現在
-------	----------------------------------

- ・職務経験等のある場合は、一定の基準により加算されます。
- ・このほか一定の基準により、通勤手当、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
- ・給与改定があった場合は、その定めるところによります。

(3) 勤務時間等（保育園の場合）

勤務時間

午前7時15分から午後7時45分までの間で7時間45分

※令和8年4月1日現在

勤務日

原則として月曜日～土曜日（4週8休制）

年次有給休暇等


- ・原則として1年度に20日です。
- ・その他特別休暇（慶弔休暇、妊娠出産休暇、夏季休暇等）があり、それぞれについて日数が定められています。

その他

東京都職員共済組合等の制度により、健康保険をはじめ各種の福利厚生制度を利用できます。

6 申込手続

(1) 申込方法

申込期間	令和8年6月15日(月)から 令和8年8月9日(日)まで ※ただし、以下③の申込方法の場合は8月7日(金)必着
申込方法	以下のいずれかによりお申込みください。 ① 渋谷区ウェブサイト内の申込フォーム トップ>区政情報>採用・職員情報>募集案内 渋谷区職員採用選考  https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/saiyo/boshu/annai.html ② メール送付 渋谷区ウェブサイト内の所定の申込書を記入し、渋谷区人事課 (shibuya-saiyo@shibuya.tokyo) までメール送付 ③ 持参または郵送 渋谷区ウェブサイト内の所定の申込書を記入し、下記問合せ先まで持参または簡易書留による郵送 ※持参の場合の受付時間午前9時～午後5時 (土・日曜日及び祝日を除く) ※普通郵便で郵送した場合の事故については責任を負いません
受付場所 及び 問合せ先	渋谷区役所 総務部人事課人事係 〒150-8010 東京都渋谷区宇田川町1-1 9階 TEL (03) 3463-1379 (直通)

(2) 受験票の交付

令和8年8月14日(金)までに、申込時に記入したメールアドレスに送信します。

※8月14日(金)までに届かない場合は、迷惑メールBOX等をご確認の上、人事課人事係へ問い合わせてください。

7 その他

(1) 地方公務員法第16条により競争試験を受けることができない人

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) こども性暴力防止法に基づく対応について

令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）に基づき、内定後に特定性犯罪の前科の有無を子ども家庭庁へ照会します。特定性犯罪の前科がある場合は、同法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当区の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め採用選考過程において、特定性犯罪の前科が無い旨の誓約書を提出いただきます。なお、虚偽の申告をした場合、内定の取消事由となります。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は以下の条文をご参照ください。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの